

議第30号

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例
の一部を改正する条例の制定について

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例
の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「生徒」の右に「及び児童福祉法第6条の3第8
項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定
する里親に委託されている児童」を加える。

- (1) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第12条第2項第3号
- (2) 京都市高速鉄道旅客運賃条例第10条第2項第3号

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

旅客運賃を無料とすることができる者の範囲を拡大する必要があるので提
案する。